令 和 5 年 度 事 業 計 画

自　令和５年４月 1 日
至　令和６年３月 31 日

令和４年度は、新型コロナウイルスが猖獗を極めて３年目となったが、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）では、前年度に引き続き Web 会議の開催、オンライン配信による研修の実施などによる対応を図るとともに、これまで見合わせていた厚生事業や研修室における集合形式での会議・研修の実施など、社会情勢の平常化に合わせ、また、Beyond Corona を見据えつつ、適切に各種事業を実施した。

令和５年度は、社会保険労務士法制定 55 周年を迎える。新型コロナウイルス対策の継続に加え、前年度から続くロシアによるウクライナ侵攻、これに伴う食糧、材料、エネルギー資源等の供給制約、円安・物価の急上昇などにより混乱し、先の見通せない社会経済状況の中で、改めて社労士の存在意義である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」ことを実践する事業展開を図る。

政府は、引き続き「新しい資本主義」に掲げる最低賃金の引上げ、同一労働同一賃金の徹底及び働き方改革の更なる推進等を図ることとしている。また、令和５年４月には、中小企業に対する月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率を 50％以上とする改正労働基準法及び労働者 1,000 人超の企業に男性の育児休業等の取得状況の公表を義務付けた改正育児・介護休業法が各々施行された。さらに、令和６年４月には、建設事業、自動車運転の業務及び医師に対する時間外労働の上限規制に関する改正労働基準法の施行が予定されている。

このような中で、本年度は、働き方改革の更なる推進とこれに加えてエンゲージメント向上に向けた職場づくりである「働きがい改革」の推進、賃金引上げ、女性の活躍推進、育児、介護及び治療と仕事の両立支援等について、東京都、東京労働局とも連携を図りつつ積極的な取組を実施し、併せて「SDGs」達成に貢献する。

また、これらのサービスを提供できる社労士を育成するため、品位の保持はもとより、知識と実務のバランスを確保する充実した基礎研修及び実務研修を実施する。特に、会員のデジタル化対応能力の向上に注力する。

以上の課題等について、具体的には、以下の事業を展開し、社労士の社会的地位の向上及び社労士制度の更なる発展を図る。

Ⅰ　重点実施事業

1　働き方改革・健康経営に関する事業

2　デジタル・IT 化推進に関する事業

3　職域拡大に関する事業

4　社会貢献に関する事業

5　外部関係機関等との連携に関する事業

6　社会保険労務士法制定 55 周年記念事業に関する事業

Ⅱ　組織強化関連事業

1　本会の組織運営能力の強化に関する事業

2　会員支援に関する事業

3　会員の専門能力・資質の向上に関する事業

4　業務監察に関する事業

Ⅲ　広報事業

1　会員への広報に関する事業

2　社労士制度等の啓蒙・更なる地位向上に関する事業

Ⅰ．重点実施事業

1．働き方改革・健康経営に関する事業

(1) コロナ禍の影響による働き方の多様化、急速な雇用環境の変化は、コミュニケーションの難しさやマネジメントの困難さ、生産性の低下等、企業経営の課題を浮き彫りにするとともに、デジタル社会への急速な進展を推し進めた。このような激変の時代にスピーディに対応するため、直面する課題解決に向けて、中小企業等を対象とした働き方改革支援セミナーを開催する。

(2) Beyond Corona を見据えた企業の働き方改革の実現に向け、会員を対象とした人事労務管理のための働き方改革支援セミナーを開催し、業務支援を行う。

(3) 全国健康保険協会が取り組む「健康企業宣言®」、同協会東京支部が行う「健康優良企業認定制度（銀の認定、金の認定）」及び東京商工会議所が行う「健康経営アドバイザー・エキスパートアドバイザー制度」の普及促進に向けて連携・協力し、健康経営®に関する取組を引き続き推進する。

2. デジタル・IT 化推進に関する事業

(1) DX により社労士業界を取り巻くビジネス環境が大きく変化する中で、業界の更なる発展のため、既存のビジネスの延長線上に留まらず、AI、IoT を活用した人事労務に関する各種新サービスである HR テックや RPA を社労士業務に展開するための調査・検討を引き続き進め、会員に有益な情報提供を行う。

(2) 社労士事務所の業務効率化を推進し、また、会員が関与先事業所等のデジタル化をサポートできる能力を習得するため、デジタルツールに関する実践的な研修を実施する。

(3) デジタルガバメントに対応するため、「会員の誰一人取り残されない」をキーワードに、電子申請に関する対面とオンラインによる個別相談会の積極的な実施、チャットボットによる QA 機能及び電子申請手続き動画の改修、電子申請フェア等の開催により、すべての会員が着実に電子申請に対応できるよう支援を行う。

(4) デジタル化に不可欠な情報セキュリティ対策をすべての会員に浸透させるため、情報セキュリティ研修を引き続き実施する。また、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が推奨する SRP Ⅱの取得促進及びサイバーセキュリティ保険の加入促進を図る。

(5)「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」を対外的にアピールするため、令和 4 年度に作成した一般向け PR 動画をホームページに掲載するなど、広く国民に社労士がデジタルガバメントに対応した士業であることを広報する。また、同宣言事務所の宣言を行った会員に対しては、本会が独自に作成したロゴマークを付与し、対外的に電子申請と情報セキュリティ対策を行っている事務所であることをアピールできるよう支援する。

(6) 会則により義務付けられている本会会員サイトへの「電子メールアドレス」の登録を更に徹底し、引き続き本会、統括支部及び支部の連絡体制等の効率性、利便性の向上を図る。

3. 職域拡大に関する事業

⑴ 企業が直面する経営課題に対し、社労士自身が単に制度や法律の知識だけでなく、1・2号業務で得られた人に関する様々な情報を活用し、非財務の視点から人材マネジメント全般について相談、指導やコンサルティングを行い得る能力を担保するための施策を検討し、会員に向け展開する。

⑵ コロナ禍により生じた労働者の意識変化、企業における従前どおりの画一的な労務管理の困難性、マネジャーの意識改革、能力開発等の組織と人事に纏わる課題の解決に向け、事業主や企業の人事労務担当者を対象とした社労士による提言型のシンポジウムを開催する。

⑶ 健康経営®、健康企業宣言®を企業のイメージアップや社員定着の切り口としたビジネスチャンスと捉え、より実践的なセミナーを開催する。また、年間を通した体系的なセミナー（基礎編、専門編、実践編）を引き続き開催し、健康経営の取組を実践する開業会員、勤務等会員の更なるスキルアップを図る。

⑷ 健康企業宣言東京推進協議会（東京都、東京商工会議所、全国健康保険協会東京支部など本会を含めた関係13団体）に加盟する団体とのコラボ事業の実現に向けてセミナーの開催などの企画・提案を積極的に働きかける。また、会員事務所における健康企業宣言®を一層推進するため、関与先事業所への健康経営®の普及促進を図る。

⑸「社労士診断認証制度」の普及促進を図るため、連合会と連携して会員に対する研修を実施するとともに、事業主団体等を通じ傘下の企業に対する啓蒙を引き続き行う。また、個別に保険会社等から問い合わせがあった場合には、導入に向けた提案を行う。

⑹ 東京都、東京労働局及び日本医業経営コンサルタント協会東京支部と連携し、東京都医療勤務環境改善支援センターにおける相談支援業務を引き続き行う。また、同センターに従事する医療労務コンサルタントの人材育成のための研修や能力担保のためのスキルアップ研修を実施し、専門知識のブラッシュアップを図る。

⑺ コロナ禍で中断していた東京三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）への働きかけを再開し、医療業界の労務管理に関するセミナーや個別相談会を提案するなど医療業界の支援要請に応える。

⑻ 日本医師会の医療機関勤務環境評価センターが行う医療機関の評価事業に対応するために推薦した労務サーベイヤーを支援し、医療業界への労務管理支援を行う。

⑼ 医療業界への職域拡大を図るため、事例集「知っておきたい医療機関の働き方改革と労務管理Q&A」の改訂を行い、社労士による労務管理支援活動を積極的に周知する。

⑽ 介護事業への労務管理支援に特化した「介護事業労務管理研修（基礎編、実践編）」を実施し、介護事業所に対する相談、指導を行う相

談員の人材育成を図る。

(11) がん患者及び障がい者等の就労支援の取組として、動画による就労支援活動の周知及びチャットボットの導入を進め、ホームページによる周知の充実を図る。

(12) がん診療連携拠点病院を中心に就労支援を要望する医療機関に対応するため、医療機関等相談員に向けた能力担保研修を実施する。また、医療機関従事者を対象に社労士による就労支援に関する研修を実施する。

(13) 連合会から依頼を受けた「企業主導型保育施設への労務監査事業」の実施に当たっては、統括支部・支部と連携の上、監査員となる会員社労士への実務研修を実施するとともに、個別に相談できる体制を構築し、確実な業務遂行に努める。

4. 社会貢献に関する事業

(1) 学校や地域を通じ、「年金」や「働くことのルール」等の教育を実施し、将来を担うこどもたちの支援を行う。

(2) より多くの学校教育の機会を得るため、都立高等学校のすべてに対して、本会が実施する「出前授業」をアピールするとともに、ホームページ（一般サイト）上における過去の学校教育の実績等について視覚的により分かりやすく改修する。

(3) 東京都が進める「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に引き続き参画し、都立高校生一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、その基盤となる能力等を身に付けるための支援を行う。

(4) 支部において行う小学校及び中学校等の学校教育について、引き続き、講師謝金等の助成を行う。

(5) 本会が直接受託する都立高校における出前授業等については、将来的な統括支部・支部への移管を視野に入れ、引き続き検討する。

(6) 女性活躍推進を始めとした人的資本等の今日的テーマにスポットを当てたイベントを実施し、広く国民に社労士が人的資本経営の担い手であることを示す。

(7) 新たに「こども働くこと教室」を開催し、今後は、これと従前実施していた「こども年金教室」とを１年おきに開催する。

(8) 企業の労働保険年度更新・社会保険算定基礎届における適正な事務手続を支援するため、人事労務担当者を対象とした事務説明会及び個別相談会を開催する。

(9) 無料常設相談窓口である「総合労働相談所」、「社労士 110 番」、「年金相談センター」及び多摩相談室（労働･年金。立川サテライトオフィス内）の運営を行い、広く国民からの労働社会保険諸法令等に関する相談に対応する。

(10) 連合会の街角の年金相談センター運営本部と連携し、「街角の年金相談センター（オフィス）」の円滑な運営を支援するため、相談員の

適正配置、自主点検及び能力担保研修等を行う。

(11)「社労士会労働紛争解決センター東京」(以下「紛争解決センター東京」という。)の紛争解決対応力の更なる向上を図るため、総合労働相談所運営委員会との定期的な意見交換、合同研修などを積極的に実施する。また、刷新した紛争解決センター東京のホームページとチラシを活用し、利用者の利便性の向上及びあっせんに対する理解の促進を図る。

(12) がん患者及び障がい者等の就労支援について、①顧問先企業等における両立支援が行えるよう研修を、②医療機関等や障がい者就労支援施設との連携を強化し、同機関等に向けて研修会や相談会を、また、③都立病院を始め、都内の医療機関が要望する就労支援相談に対応するため、「就労支援相談員」に向けた人材育成と能力担保を図るための研修を各々実施する。

(13) 障がい者の就労支援として、東京都のパラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」に引き続き参画し、パラスポーツに関連する各種イベント等に参加するほか、パラアスリートが所属する企業と選手への取材を行い、パラスポーツの振興と障がい者雇用への積極的な取組を紹介するなど、パラスポーツ支援を行う。

(14) 障がい者雇用に関する就労支援研修及び障がい者疑似体験会を引き続き実施するとともに、パラスポーツ観戦ツアーなど新たな試みを企画し、会員の障がい者雇用への理解の促進を図る。

5. 外部関係機関等との連携に関する事業

(1) 東京労働局、関東信越厚生局、東京都等の関係行政機関及び日本年金機構、全国健康保険協会東京支部等との緊密な協力関係を引き続き維持する。

(2) 厚生労働省、東京労働局、東京都及び公益財団法人東京しごと財団(以下「東京しごと財団」という。)が実施する各種委託事業については、その事業内容を精査し、本会が行う意義を十分に検討した上で積極的に応札し、社労士の社会的使命を果たす。

(3) 厚生労働省が行う東京開業ワンストップセンターにおける労働保険に関する手続き支援事業に会員社労士を派遣する。

(4) 東京都が実施する福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業及び介護職員処遇改善加算取得等促進支援事業における電話相談や事業所支援に会員社労士を派遣する。また、対象となる事業所に対して適切な指導・助言を行うための処遇改善コンサルタント能力担保研修を引き続き実施する。

(5) 東京都が実施する「働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣事業」において、支部との連携を図り、中小企業に相談・助言を行う専門家として会員社労士を引き続き派遣する。

(6) 東京しごと財団が実施する「エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」における専門家として会員社労士を派遣する。
(7) 東京しごと財団が実施する「ソーシャルファーム支援事業」における専門家として会員社労士を派遣する。
(8)「東京都社会保険労務士政治連盟」、「東京社会保険労務士協同組合」、「東京 SR 経営労務センター」及び「一般社団法人社労士成年後見センター東京」の関係４団体と本会との意見交換会等を開催し、引き続き緊密な連携を図るとともに、関係４団体への支援・協力を進める。
(9) 各種事業の拡充及び社労士業務の職域拡大を図るため、東京都社会保険労務士政治連盟と連携し、東京都等行政機関に対し、社労士の更なる活用を働きかける。
(10) 東京商工会議所などの経済団体、東京税理士会、東京都行政書士会、連合東京等と定期的な情報交換会を行い、相互理解を深めるとともに、それぞれの団体の会員業務の活性化や付加価値の向上等を図る。
(11) 昨年度、幹事会として参画した「東京の 10 士業暮らしと事業のよろず相談会」に引き続き協力する。
(12) 災害復興まちづくり支援機構を通して、引き続き関係他士業との協力・連携を図る。特に、本年度は同機構が主催するシンポジウムの幹事会として、同機構加入の他団体と連携の下、「第 16 回復興まちづくりシンポジウム」を開催する。
(13) 関東甲信越地域協議会を始めとする道府県会と、委員会活動等に関する情報交換会を実施し、本会の事業運営に反映させるとともに、全国の社労士会をリードする役割を担う。

6. 社会保険労務士法制定 55 周年記念事業に関する事業

(1) 社会保険労務士法制定 55 周年記念事業実行委員会を中心に各委員会の協力を得て、各種イベント、記念式典を行う。
(2) 記念誌を発行し、会員及び関係機関等に配付する。

Ⅱ　組織強化関連事業

1. 本会の組織運営能力の強化に関する事業

(1) 社労士制度の一層の発展・充実を目指して、本会の事業執行体制の強化・責任体制の明確化を図るため、本会と各統括支部・支部との役割分担の指針に基づいた事業活動の推進、実効性のある事業計画・予算の決定方法、予算配分等、予算と執行のルールの再考等本会全体の組織の在り方に関する検討を引き続き進める。また、統括支部・支部・会員への支援体制の整備、諸規程等の整備及び本会の活動を支える

事務局機能の強化のために次の取組を行う。

① 各統括支部・支部に交付する統括支部運営費の算出方法の見直しについて検討する。

② 統括支部・支部におけるオンデマンド配信による研修の開催を引き続き支援する。

③ 統括支部に対する業務支援のため、統括支部会議及び賀詞交歓会の開催通知並びに統括支部・支部会報の発送を引き続き本会が行う。

④ 事務局関係の諸規程について必要な見直しを行う。

⑤ 事務局職員の適正配置に留意し、事務局業務の遂行に有効な職員研修を実施する。

⑥ 事務局業務の効率化を図るためのクラウドの導入、情報セキュリティに配慮したシステムの構築を推進する。

(2) 過年度会費未納者等に対する事務局からの電話･文書による督促及び所在不明会員の所在確認調査を引き続き実施する。また､必要に応じ､簡易裁判所に対する支払督促の申立等を実施し、滞納会費の解消を図る。

(3) 本会会長選挙について、二度にわたり実施したアンケート（意識調査）を踏まえ、模擬投票を実施し、直接選挙を実施するための課題等を検証する。あわせて、組織運営特別委員会と会長選挙管理委員会との直接選挙の運営に関する協議を継続実施する。

(4) 本会と統括支部、支部との円滑な連絡調整を図るため、本会執行部と統括支部長・支部長との合同会議を開催する。また、定期的に本会執行部が各統括支部を訪問し、各統括支部役員等との意見交換を行う。

2. 会員支援に関する事業

(1) 本会のすべての事業の根幹となる会員の情報管理を行う基幹システムの整備を引き続き実施する。

(2)「事務所運営デジタル支援ツール」について、新規開業者向けセミナー等において、開業支援ツールの一つとして周知を図る。

(3) 本会ホームページ（会員サイト）に公開している「出産・育児等自動計算ツール」について、法改正情報がある場合は、適宜、メンテナンスを行う。

(4)「社労士法人連絡会」を引き続き開催し、社労士法人が抱える課題等について情報交換を行うとともに、法人社員間の交流を深める。

(5) 勤務等会員と開業会員が情報交換できる研修会や交流会等を積極的に開催する。

(6) 勤務等会員の活動の活発化を図るため､各統括支部が開催する勤務等会員向けの研修会を支援するとともに､本会勤務等部会主催の研修会･情報交換会等を引き続き充実させる。

(7) 勤務等会員の社労士としての地位・知名度の向上に向け、業務を通じて得た知識等を活かせる機会の増加を図るとともに、研修会の内容

を会報に掲載するなど活動内容を広く周知する。

(8) 厚生事業について、会員相互の親睦を深めることを目的として、Beyond Corona を念頭に各種イベントを企画・実施する。

(9)「自主研究発表大会」及び「自主研フェスタ」について、Beyond Corona を念頭に企画・実施する。

(10)「自主研究発表大会」の在り方や助成制度等の本会支援策について、自主研究グループの継続性を念頭に、同グループの本来あるべき姿を再確認の上、検討する。

(11)「社労士検索システム」を広く事業主や人事担当者に周知するため、東商新聞を始め、武蔵野・多摩地区における商工会議所の会報等への広告掲載、関係行政機関等を通じてのチラシの配布を行い、会員の業務の拡大につながるよう強力に支援する。

(12) 引き続き立川サテライトオフィスの活用を推進し、会員の利便性向上並びに企業及び地域住民からの相談等のサービス向上に努める。

3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

(1) 社労士を取り巻く事業環境や社会経済環境の変化、国民や企業のニーズにスピーディーに対応するため、更に実務に特化した実践的な内容の研修を実施し、士業としての競争優位性を高める。特に、専門性を高めるため、部会・委員会の横断的な研修を引き続き実施する。

(2) 研修の企画・立案については、会員のニーズや法改正、社会情勢等、国民や企業のニーズを踏まえ、タイムリーかつ的確なテーマ・方法を選定し、実施する。

(3) 不適切な情報発信など社労士の品位を失墜させる行為を未然に防ぐため、倫理研修の受講勧奨を行う。

(4) 前期・後期年２回実施の必須研修について、受講率の更なる向上を図るため、統括支部長、支部長と連携して引き続き受講勧奨を行い、受講率 100％を目指す。また、後期に関してはコロナ禍の状況に応じてハイブリッドにより実施する。

(5) 新規登録入会研修会を集合形式で再開し、新入会員に対し直接、社労士としての社会的使命、社労士の職業倫理及び隣接士業との関係などを周知するとともに、本会、統括支部、支部及び関係４団体の活動に対する理解を図る。

(6)「SDGs」に係る会員の一層の理解促進を図り、社労士業務の充実につなげるため、引き続き本年度も研修を実施する。

(7) 人事労務管理研修、法学研修及び年金研修について、それぞれ段階的カリキュラムを編成し、専門能力の担保に資する実務的な研修を実施する。

(8) 業務関連研修について、企業財務やコンサルティング業務等のスキルアップを目的としたテーマを選定し、社労士の専門性をより高め、会員の業務拡大につながるものを実施する。

(9) パワハラ防止法のすべての企業への適用、賃金請求権の時効の延長等により、今後、増加が予想される個別労働関係紛争に備え、特定社労士があっせん代理の実務に適切に対応できるようにするためのセミナーを開催する。

(10) 特定社労士を対象として紛争解決センター東京のあっせん委員候補者、東京労働局へのあっせん委員の推薦候補者となりうる人材育成を行うための研修を実施する。

(11) 新入会員や新規開業者等の実務能力及び資質の向上を図るため、「実務修習講座」を実施する。

(12) 年金特別アドバイザー業務及び街角の年金相談センターにおける相談業務に対応できるよう、本会が独自に、より実務的な研修を実施する。

4. 業務監察に関する事業

(1) 連合会が検出した他士業及び民間事業者等のホームページを確認し、必要に応じて業務監察等委員会から注意喚起等を行い、業務侵害を牽制する。また、同委員会で制作した啓発用動画を活用し、会員が業務侵害事案に関与しないよう強く意識づけする。

(2) 連合会が検出した会員のホームページを確認し、必要に応じて業務監察等委員会から不適切発言や表現の指導を行うとともに、同委員会において制作した啓発用動画を活用し、不適切な情報発信を行わないよう会員の意識を強く喚起する。

(3) 業務監察等委員会が実施する苦情処理については、連合会及び他道府県会との連携による機能強化や各種研修等様々な機会を利用して、職業倫理の保持等を通じた社労士業務の信頼性を担保するとともに、会員の品位の保持に努め、社会的信頼の確保を図る。

Ⅲ. 広報事業

1. 会員への広報に関する事業

(1) 会報を毎月発刊し、会員にとって有益な法改正情報や人事労務や社会保障に関するトピックス等の情報を提供する。

(2) 会報のペーパーレス化について会則との整合性を始め想定される課題を洗い出し、総合的な見地から、今後の会報の在り方を検討する。

(3) YouTube 等の動画配信プラットフォームを活用し、会員に有益な情報を発信する。

2. 社労士制度等の啓蒙・更なる地位向上に関する事業

(1) 社労士制度や業務内容、本会の事業活動について広く一般に周知するため、ホームページや SNS、プレスリリース等を活用したプッシュ

型広報に力点を置いた広報を展開する。特に、10 月の社労士制度推進月間や 12 月２日の「社労士の日」を中心に効果的な情報発信を行うとともに、同推進月間においては、各統括支部において無料街頭相談会を実施する。

(2) ホームページ（一般サイト）の全面リニューアルに向けた検討を開始する。

(3) 総合労働相談所を始めとした無料常設相談窓口、学校教育などの社会貢献活動及び本会に設置する紛争解決センター東京などの各種活動を広報するため、引き続き関係行政機関や東京商工会議所等の関係団体に対し連携・協力を要請する。

(4) 社労士試験合格者が本会にスムーズに入会できるよう周知・広報の上、引き続き「社労士試験合格者セミナー」を開催し、入会勧奨を図るとともに社労士の資格の可能性や立ち位置について情報発信を行う。

(5) 企業や個人が身近に社労士を検索できるよう､ホームページにおける「社労士検索システム」と「電子申請･情報セキュリティ宣言事務所」との連動に向け、問い合わせフォーム等の改修を図る。

(6) 連合会がコーポレートメッセージとして掲げる「人を大切にする企業」づくりへの支援を通じて、社労士が「人を大切にする社会」の実現に寄与する存在であることをアピールする。

(7) 社労士制度をより広く社会に浸透させるため、親しみのもてる本会マスコットキャラクターの作製に向けた検討を引き続き行う。また、２年ぶりに本会のポスターデザインを刷新する。

(8) 厚生労働省等記者クラブへの投込みを始め twitter 等の SNS を活用した広報施策を展開し、広く様々な方面に社労士の活動をアピールする。また、連合会が全国地方新聞社連合会と覚書を締結したことを踏まえ、東京新聞との連携を図り、本会の事業活動の効率的・効果的な情報発信を行う。

(9) JR 御茶ノ水駅及び東京メトロ新御茶ノ水駅に設置の「駅周辺案内図」に広告掲載を行い、社労士制度の更なる認知度向上を図る。